

決裁・供覧

件名	「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」の処理結果（通知）の送付について(B2020-077)		文書番号 東京課一審2-18	
	件名のことについて、別案のとおり東京国税局調査第一部調査審理課長宛に通知してよろしいか伺います。 また、決裁終了後において、施行日及び記号番号を追記します。 別紙3参照			
起案	起案日		受付日	
	部署	国税庁 東京国税局 課税第一部 審理課	決裁	決裁処理期限日 決裁日
分類名称	起案者	中川 直子	施行処理期限日	
	連絡先	内線	施行日	
	大分類	共通（課税関係）	施行先	東京国税局調査第一部調査審理課長
	中分類	文書回答関係書類	施行者	東京国税局課税第別紙5参照
取扱区分	名称（小分類）	【】文書回答事案【電子】	取扱い	取扱い上の注意
	秘密区分		格付け	機密性格付け 2
	秘密期間終了日		取扱い制限	
	指定事由		保存	行政文書保存期間 10年 保存期間満了時期
決裁・供覧欄	東京国税局 課税第一部 審理課 北島 一晃（課長【局】）【済】			
	東京国税局 課税第一部 審理官 稲瀬 貴美代（審理官）【済】			
	東京国税局 課税第一部 審理課 大坪 恵美（課長補佐【局】）【済】			
	東京国税局 課税第一部 審理課 山田 和久（連絡調整官（国税実査官）【局】）【済】			
	東京国税局 課税第一部 審理課 池田 孝子（総括主査（国税実査官））【済】			
備考欄	東京国税局 課税第一部 審理課 山本 麻生子（主査（国税実査官））【済】 別紙1参照			
	関係通達等：平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針）」			

別紙1

東京国税局 課税第一部 審理課
森川 明彦 (主査 (国税査査官)) 【済】

東京国税局 課税第一部 審理課
遠山 修広 (国税査査官【局】) 【済】

決裁・供覧用(別紙)

別紙3

【事案概要】

- 1 照会日： [REDACTED]
- 2 照会者： [REDACTED]
- 3 照会要旨： 暗号資産 [REDACTED] の無償譲受けに係る課税関係について

(決裁参考)

本件は、照会者から照会のあった「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」(暗号資産 [REDACTED] の無償譲受けに係る課税関係について) について、実質審査の結果、「文書回答の対象となる事前照会に当たらない旨のお知らせ(通知)」を別紙のとおり照会者に送付したことから、その旨を別案のとおり東京国税局調査第一部調査審理課長へ通知するものである。なお、決裁文書全文及び別添資料等を一括してまとめたもの(決裁全体)を「決裁文書案」欄の一番上に添付している。

〔送付書類の内訳〕

- ・別案 (調査審理課宛通知)
- ・別紙 (照会者宛通知(写し))
- ・別添 (文書回答事績整理票(写し))

何い文(別紙)

別紙5

施行先(別紙)

施行者(別紙)

取扱上の注意(別紙)

取扱制限(別紙)

一部審理課長

別紙7

【決裁終了後追記】
決裁終了後、追記した内容は次のとおりとなります。
・ 施行日
・ 記号番号 東局課一番2-18

決裁終了後追記事項欄（別紙）

課一・審 中川

東局課一審2-●

大 分 類	共通 (課税関係)
中 分 類	文書回答関係書類
保存年限等	暦

東京国税局 調査第一部
調査審理課長 殿

東京国税局 課税第一部
審 理 課 長 (認印省略)

「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」の処理結果 (通知)

に収受したからの「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」については、照会者に対し別紙のとおり通知したので、その旨を通知する。

なお、本件照会の取引等に係る税務上の取扱いについての検討内容については、別添の「文書回答等を行う事前照会の事績整理票 (写)」を参照されたい。

東局課一審特第18号




東京国税局 課税第一部
管理課長 北島 一男



文書回答の対象となる事前照会に当たらない旨のお知らせ (通知)

事前照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する事前照会を対象として行うこととしています。

しかしながら、に収受しました照会内容は、下記の理由から、文書回答の対象となる事前照会には当たりませんので、お知らせします。

記

(理由)

文書回答の対象となる事前照会は、事前照会の内容が「個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する事前照会でないこと」(以下(注)参照)を要件の一つとして実施しておりますが、御照会の取引については、この要件を満たしていません。

したがって、御照会につきましては、文書回答の対象とならないことを御了承ください。

(注) 平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」(事務運営指針)の1(文書回答を行う対象となる事前照会の範囲)(8)参照。

なお、上記事務運営指針の詳細につきましては、国税庁のホームページにおいて掲載し公開しています。

(アドレス: <https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/020628/01.htm>)

(様式1-1)

文書回答等を行う事前照会の事績整理票

項目コード ST2000 HJ2100

(起案日)

- 申告所得税(譲渡除く)
- 源泉所得税
- 資産税(譲渡・相続・贈与)
- 法人税
- 消費税等 その他

課名	課長	審理官	課長補佐・総務主査	専門官・主査	係長	係員
決裁了						

整理番号 B2020-077

局名	東京局 審理課	中川 直子 内線	関係課	担当者
担当者		遠山 修広 内線		

照会者	納税者	(照会者名)	照会年月日
	団体等	(役職等)	審査開始日
その他			

【照会事項】
暗号資産 の無償譲受けに係る課税関係について

【事実関係】
照会者は、
（以下「本件事業」という。）を展開する内国法人である。照会者の子会社には、（以下「本件子会社」という。）がある。
本件子会社は、
これに先駆けて、①照会者、②照会者の役員及び従業員（以下「本件役員等」という。）、③照会者の個人株主及び法人株主（これらの者を以下「本件株主」という。）並びに④照会者及び本件子会社が を実施するに当たりアドバイザー契約を結んだ個人及び法人（これらの者を以下「本件アドバイザー」といい、照会者、本件役員、本件株主及び本件アドバイザーを併せて以下「照会者等」という。）は、本件子会社との間で、に係る譲渡契約（以下「本件譲渡契約」という。）を締結し、本件子会社から無償で を譲り受けている（以下、照会者等が無償で譲り受けた を「 」という。）。ただし、 は、
）、本件譲渡契約により本件子会社が指定する日までその売却を制限されていることから、照会者等は当面、 を譲渡できない状態にある。

【照会要旨】

本件子会社と照会者等が本件譲渡契約を締結した日に[]が本件子会社から照会者等に移転していること、また、[]かつ譲渡制限付きである[]の時価は0円であることから、[]を無償で譲り受けた時点では課税関係が生じず、その後、取得した[]を売却した時点で課税関係が生じるものと解して差し支えないか。また、課税関係が生じる場合、個人が譲り受けた[]に係る経済的利益の所得区分は、いずれの所得に該当するか。

【回答要旨等】

1 回答要旨

本照会について、【検討内容】に基づき、照会者に対し、次のとおり口頭回答を行うこととした。

なお、本照会は、上記の【事実関係】に基づき、個別に判断した事例であることから、他の類似事例については、個々の事実関係に基づき、課税関係を判断することに留意する。

(回答要旨)

〔所得税〕

無償で取得した[]の収入すべき時期は、[]された日の属する年分であり、その所得区分は次のとおりになる。

- 本件役員等・・・・・・・・・・給与所得
- 本件株主（個人）・・・・・・・・雑所得
- 本件アドバイザー（個人）・・事業所得又は雑所得

〔法人税〕

[]の無償譲受けについては、法人税法第81条第1項の規定に従い、本件譲渡契約を契約した日の属する事業年度において、契約した日における[]の時価相当額を受贈益として益金の額に算入する。

また、取得後は、法人税法第81条の規定に従うこととなる。

2 文書回答の可否

本照会は、[]の価額に関する内容が照会事項に含まれていることから、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）の1に定める文書回答を行う対象となる事前照会の要件(8)（個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する事前照会でないこと）を満たしていないことから、文書回答の対象となる事前照会には該当しない。

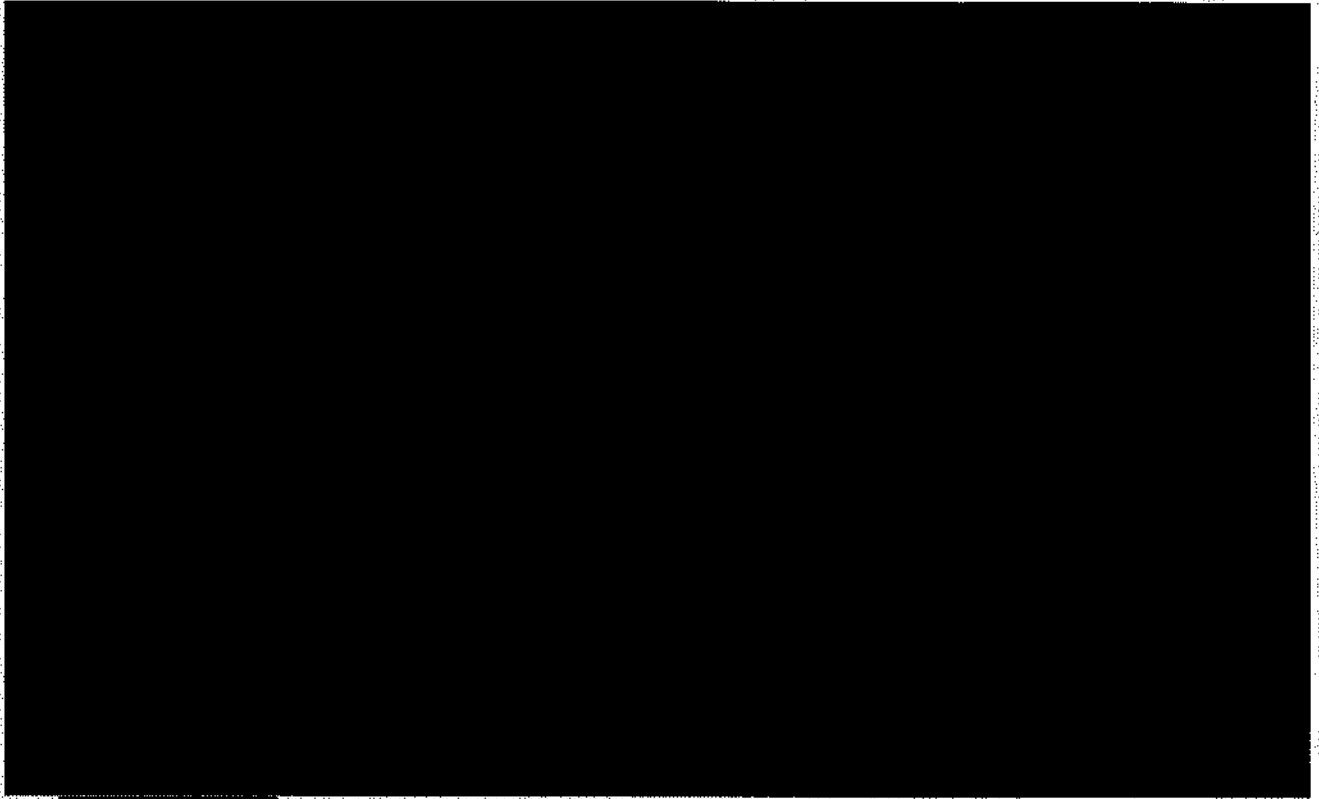
したがって、照会者に対して「文書回答の対象となる事前照会に当たらない旨のお知らせ」を通知する。

処理年月日	[]	処理態様	文書回答・ <input checked="" type="checkbox"/> 非文書回答 (口頭回答= <input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)	局 WAN	要・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
-------	-----	------	---	-------	--

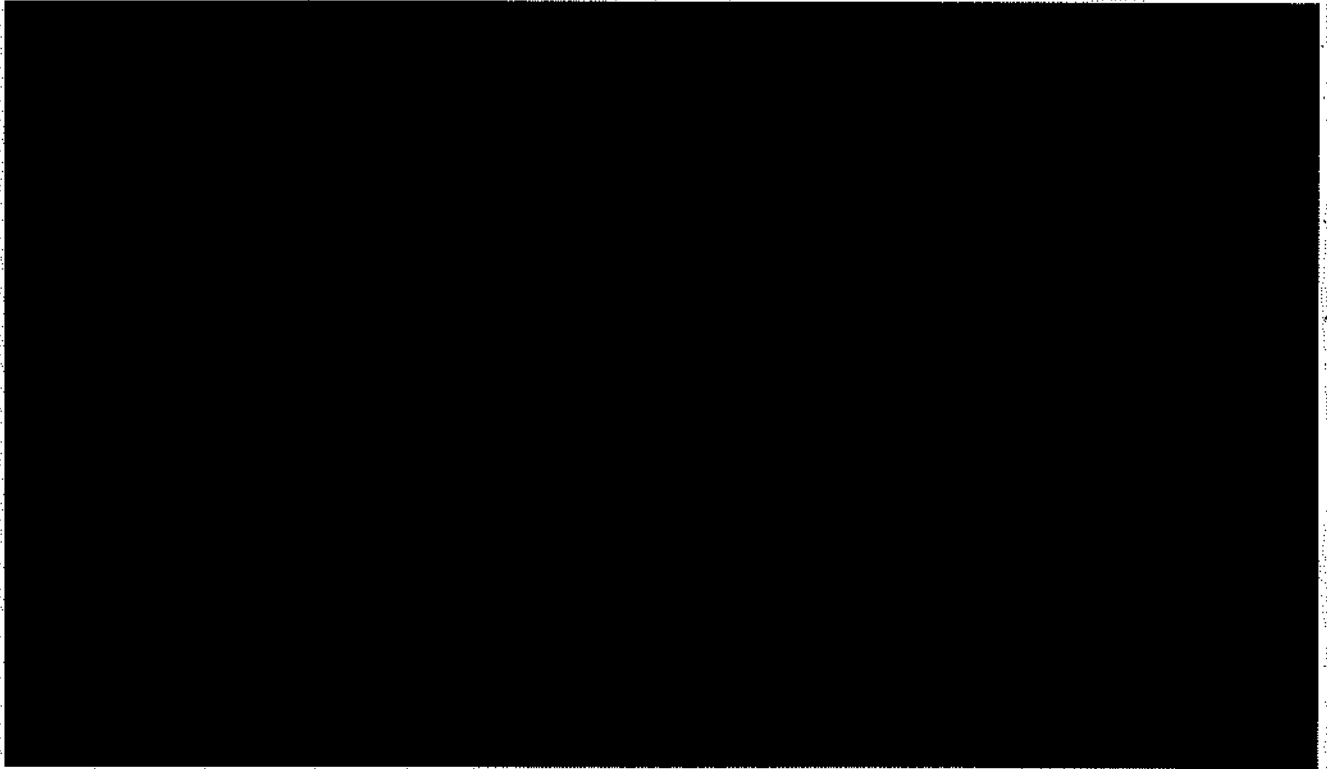
【検討内容】

1 事実関係

(1) [REDACTED] について



(2) [REDACTED] について



(3) [REDACTED] について

2 検討

〔所得税〕

(1) 暗号資産の取得に係る所得税法上の取扱いについて

所得税法上、経済的価値のあるものを取得した場合には、その取得時点における時価により収入を認識すべきところ（所法36②）、これは、外部から経済的価値が流入したことによりその取得時点において所得が実現したとの考えによる。

(2)

そうすると、照会者等に配付された[]は、その配付の時点においては、

[] 経済的価値が流入したものと認められず、

[] 照会者等のうち個人については、その時点において外部から経済的価値が流入したものと認められる。

したがって、[]については、[]日の属する年分の所得となり、その取得価額については、[]され、[]に係る経済的価値が流入した時における時価（取得のために通常要する価額）により計上することとなる（所法36、所令119の6）。

(3) []の所得区分について

上記(2)のとおり、[]は、[]時点において所得が生ずることとなるところ、その所得区分については、[]を交付した本件子会社との関係に応じ、次のとおりとなる。

イ 本件役員等について

所得税法上、役員又は使用人たる地位に基づき支給されるものは給与所得とされているところ（所法28）、

に基づき定められていることからすると、本件子会社から配付されたものではあるが、照会者の役員又は使用人たる地位に基づき職務遂行の対価として支給されたものと認められ、給与所得に該当する。

本件役員等の職務遂行との関連性により給与所得又は雑所得となる（主として職務の遂行に関連を有しないものと認められる場合には雑所得に該当する。）。

ロ 本件株主のうち、個人株主について

法人が株主等に対してその株主等である地位に基づいて供与した経済的な利益であっても、法人の利益の有無にかかわらず供与するものは配当所得には該当せず、雑所得に該当するとされているところ（所基通24-2）、は、本件子会社の利益の有無にかかわらず本件株主（個人）に配付されたものであるため、雑所得に該当する。

ハ 照会者等のうち、個人の本件アドバイザーについて

居住者である個人が対価を得て役務提供を行う場合、当該役務提供が「事業」に該当する場合には事業所得とされ、当該事業所得には、事業の本来的な収入にとどまらず、事業の遂行による副付随収入等も含まれるものと解されるところ、個人の本件アドバイザーにおいて照会者又は本件子会社に提供する役務が同人の事業所得に含まれる場合には事業所得に該当し、該当しない場合には雑所得に該当することとなる（

一時所得には該当しないものと考えられる。）。

(4) に係る源泉徴収義務について

所得税法上、国内において給与所得の支払をする者は、その支払の際、所得税の徴収をすることとされる（所法183①）、

国内払いには該当しない。

したがって、に係る源泉徴収義務は生じない。

(5) を売却した場合の所得区分について

所得税法上、譲渡所得は「資産の譲渡による所得」（所法33①）とされ、当該所得に対する課税は、「資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得としてその資産が所有者の支配を離れて外に移転するものを機会にこれを清算して課税する趣旨」と解されているところ、

資産の値上がりによる増加益とは性質を異にするものと考えられる。

したがって、譲渡したの売却収入については、原則として、雑所得の収入金額に算入する。

〔法人税〕

(1) の暗号資産該当性について

法人税法第22条の別段の定めである法人税法第61条の対象となる暗号資産とは、同条第1項において

資金決済に関する法律（資金決済法）第2条第5項に規定する暗号資産と規定されている。この点、
については、

法人税法第61条第1項の暗号資産として取り扱うことが相当である。

(2) の無償譲受けについて

法人が暗号資産を無償で譲り受けた場合には、その譲受けによる収益の額（取得価額相当額）が益金の額に算入される（法22②）ところ、その取得価額は法人税法施行令第118条の5第2号において、その取得の時ににおける取得のために通常要する価額、すなわち時価と規定されている（この点、収益に計上すべき時期における時価が取得価額となる点は所得税と同様である）。

また、法人税法上、この「取得の時」については、暗号資産の譲渡損益が譲渡契約をした日（約定日）の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入されること（法法61①）を踏まえ、法人税基本通達2-1-21の12の注1において原則、契約の成立した日となることが明らかにされている。

したがって、の無償譲受けについては、法人税法第61条第1項の規定に従い、本件譲渡契約を契約した日の属する事業年度において、契約した日におけるの時価相当額を受贈益として益金の額に算入することとなる。

そうすると、上記のとおり、「その取得の時ににおける取得のために通常要する価額」（法令118の5）、すなわち、時価を適正に算定する必要があるところ、

合理的な計算方法等により時価を算定することを要する。

なお、時価の算定については、確たることは回答できないが、法人税法上はこの無償譲受けにより益金の額に算入すべき金額が生じ得るものと考えられる。

(3) 保有時の課税関係について

は、上記(1)のとおり、法人税法第61条第1項に規定する暗号資産に該当することから、本件譲渡契約の効力が生じて照会者が保有することとなった以降は、同条の取扱いの対象となる。

なお、時価評価（法法61②、法令118の7）の対象となるかについては、法人税法施行令第118条の7に規定する要件に該当するか次第となる（会計上は、いわゆる「活発な市場の有無」により判断される）。

(以上)

○所得税法 (抄)

(配当所得)

第二十四条 配当所得とは、法人（法人税法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。）から受ける剰余金の配当（株式又は出資（公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を含む。次条において同じ。）に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの並びに分割型分割（同法第二条第十二号の九に規定する分割型分割をいい、法人課税信託に係る信託の分割を含む。以下この項及び次条において同じ。）によるもの及び株式分配（同法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配をいう。以下この項及び次条において同じ。）を除く。）、利益の配当（資産の流動化に関する法律第一百五條第一項（中間配当）に規定する金銭の分配を含むものとし、分割型分割によるもの及び株式分配を除く。）、剰余金の分配（出資に係るものに限る。）、投資信託及び投資法人に関する法律第三十七條（金銭の分配）の金銭の分配（出資総額等の減少に伴う金銭の分配として財務省令で定めるもの（次条第一項第四号において「出資等減少分配」という。）を除く。）、基金利息（保険業法第五十五條第一項（基金利息の支払等の制限）に規定する基金利息をいう。）並びに投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配（法人税法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配に係るものを除く。以下この条において「配当等」という。）に係る所得をいう。

2 省略

(事業所得)

第二十七條 事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう。

2 省略

(給与所得)

第二十八條 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。

2～4 省略

(譲渡所得)

第三十三條 譲渡所得とは、資産の譲渡（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）による所得をいう。

2～5 省略

(一時所得)

第三十四條 一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的

所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。

2・3 省略

(雑所得)

第三十五条 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。

2～4 省略

(収入金額)

第三十六条 その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。

2 前項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする。

3 省略

(源泉徴収義務)

第八十三条 居住者に対し国内において第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

2 法人の法人税法第二条第十五号（定義）に規定する役員に対する賞与については、支払の確定した日から一年を経過した日までにその支払がされない場合には、その一年を経過した日においてその支払があつたものとみなして、前項の規定を適用する。

○所得税法施行令（抄）

(暗号資産の取得価額)

第一百九条の六 第一百九条の二第一項（暗号資産の評価の方法）の規定による暗号資産の評価額の計算の基礎となる暗号資産の取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる暗号資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 購入した暗号資産 その購入の代価（購入手数料その他その暗号資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
- 二 前号に掲げる暗号資産以外の暗号資産 その取得の時ににおけるその暗号資産の取得のために通常要する価額

2 省略

○所得税基本通達（抄）

(剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配に含まれるもの)

24-1 法第24条第1項に規定する「剰余金の配当」、「利益の配当」及び「剰余金の分配」には、剰余金

又は利益の処分により配当又は分配をしたものだけでなく、法人が株主等に対しその株主等である地位に基づいて供与した経済的な利益が含まれる。

(配当等に含まれないもの)

24-2 法人が株主等に対してその株主等である地位に基づいて供与した経済的な利益であっても、法人の利益の有無にかかわらず供与することとしている次に掲げるようなもの（これらのものに代えて他の物品又は金銭の交付を受けることができることとなっている場合における当該物品又は金銭を含む。）は、法人が剰余金又は利益の処分として取り扱わない限り、配当等（法第24条第1項に規定する配当等をいう。以下同じ。）には含まれないものとする。

- (1) 旅客運送業を営む法人が自己の交通機関を利用させるために交付する株主優待乗車券等
- (2) 映画、演劇等の興行業を営む法人が自己の興行場等において上映する映画の鑑賞等をさせるために交付する株主優待入場券等
- (3) ホテル、旅館業等を営む法人が自己の施設を利用させるために交付する株主優待施設利用券等
- (4) 法人が自己の製品等の値引販売を行うことにより供与する利益
- (5) 法人が創業記念、増資記念等に際して交付する記念品

(注) 上記に掲げる配当等に含まれない経済的な利益で個人である株主等が受けるものは、法第35条第1項(雑所得)に規定する雑所得に該当し、配当控除の対象とはならない。

○法人税法(抄)

第二十二條 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

3 省略

4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする。

5 省略

第六十一條 内国法人が短期売買商品等（短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるもの（有価証券を除く。）及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項（定義）に規定する暗号資産（以下この条において「暗号資産」という。）をいう。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額（第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（同号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、第六十二條から第六十二條の五まで（合併等による資産の譲渡）の規定の適用がある場合を除き、その譲渡に係る契約をした日（その譲渡が剰余金の配当その他の財務省令で定める事由によるものである場合には、当該剰余金の配当の効力が生ずる日その他の財務省令で定める日）の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

一 その短期売買商品等の譲渡の時ににおける有償によるその短期売買商品等の譲渡により通常得べ

き対価の額

- 二 その短期売買商品等の譲渡に係る原価の額（その短期売買商品等についてその内国法人が選定した一単位当たりの帳簿価額の算出の方法により算出した金額（算出の方法を選定しなかつた場合又は選定した方法により算出しなかつた場合には、算出の方法のうち政令で定める方法により算出した金額）にその譲渡をした短期売買商品等の数量を乗じて計算した金額をいう。）
- 2 内国法人が事業年度終了の時ににおいて有する短期売買商品等（暗号資産にあつては、活発な市場が存在する暗号資産として政令で定めるものに限る。以下第四項までにおいて同じ。）については、時価法（事業年度終了の時ににおいて有する短期売買商品等をその種類又は銘柄（以下この項において「種類等」という。）の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、その時における価額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて当該短期売買商品等のその時における評価額とする方法をいう。）により評価した金額（次項において「時価評価金額」という。）をもつて、その時における評価額とする。
- 3 内国法人が事業年度終了の時ににおいて短期売買商品等を有する場合（暗号資産にあつては、自己の計算において有する場合に限る。）には、当該短期売買商品等に係る評価益（当該短期売買商品等の時価評価金額が当該短期売買商品等のその時における帳簿価額（以下この項において「期末帳簿価額」という。）を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。次項において同じ。）又は評価損（当該短期売買商品等の期末帳簿価額が当該短期売買商品等の時価評価金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。次項において同じ。）は、第二十五条第一項（資産の評価益の益金不算入等）又は第三十三条第一項（資産の評価損の損金不算入等）の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

4～10 省略

○法人税法施行令（抄）

（短期売買商品等の取得価額）

第一百八条の五 内国法人が法第六十一条第一項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する短期売買商品等（以下この目において「短期売買商品等」という。）の取得をした場合には、その取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる短期売買商品等の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 購入した短期売買商品等（法第六十一条第九項又は第六十一条の五第三項（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）の規定の適用があるものを除く。）その購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税（関税法第二条第一項第四号の二（定義）に規定する附帯税を除く。）その他当該短期売買商品等の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
- 二 前号に掲げる短期売買商品等以外の短期売買商品等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格現物分配により分割法人、現物出資法人又は現物分配法人から取得したものを除く。）その取得の時ににおけるその短期売買商品等の取得のために通常要する価額

（時価評価をする暗号資産の範囲）

第一百八条の七 法第六十一条第二項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する政令で定めるものは、内国法人が有する暗号資産のうち次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- 一 継続的に売買の価格（他の暗号資産との交換の比率（次条第一項第四号において「交換比率」という。）を含む。以下この条及び同項第三号において「売買価格等」という。）の公表がされ、かつ、その公表がされる売買価格等がその暗号資産の売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えているものであること。
- 二 継続的に前号の売買価格等の公表がされるために十分な数量及び頻度で取引が行われていること。
- 三 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - イ 第一号の売買価格等の公表が当該内国法人以外の者によりされていること。
 - ロ 前号の取引が主として当該内国法人により自己の計算において行われた取引でないこと。

○法人税基本通達（抄）

（短期売買商品等の譲渡に係る損益の計上時期の特例）

- 2-1-21の12 短期売買商品等（法第61条第1項（（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する短期売買商品等をいう。以下2-1-21の13までにおいて同じ。）の譲渡損益の額（同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額をいう。以下2-1-21の12において同じ。）は、原則として譲渡に係る契約の成立した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入するのであるが、法人が当該譲渡損益の額（事業年度終了の日において未引渡しとなっている短期売買商品等に係る譲渡損益の額を除く。）をその短期売買商品等の引渡しのあった日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入している場合には、これを認める。

（注）1 短期売買商品等の取得についても、原則として取得に係る契約の成立した日に取得したものとしなければならないのであるが、その引渡しのあった日に取得したものととして経理処理をしている場合には、事業年度終了の日において未引渡しとなっている短期売買商品等を除き、本文の譲渡の場合と同様に取り扱う。この場合、令第118条の6第1項（（短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等）の規定の適用についても同様とする。

- 2 本文及び（注）1の取扱いは、譲渡及び取得のいずれについてもこれらの取扱いを適用している場合に限り、継続適用を条件として認めるものとする。

○資金決済に関する法律（抄）

（定義）

第二条

1～4 省略

- 5 この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する電子記録移転権利を表示するものを除く。

- 一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報

処理組織を用いて移転することができるもの

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

6～19 省略